

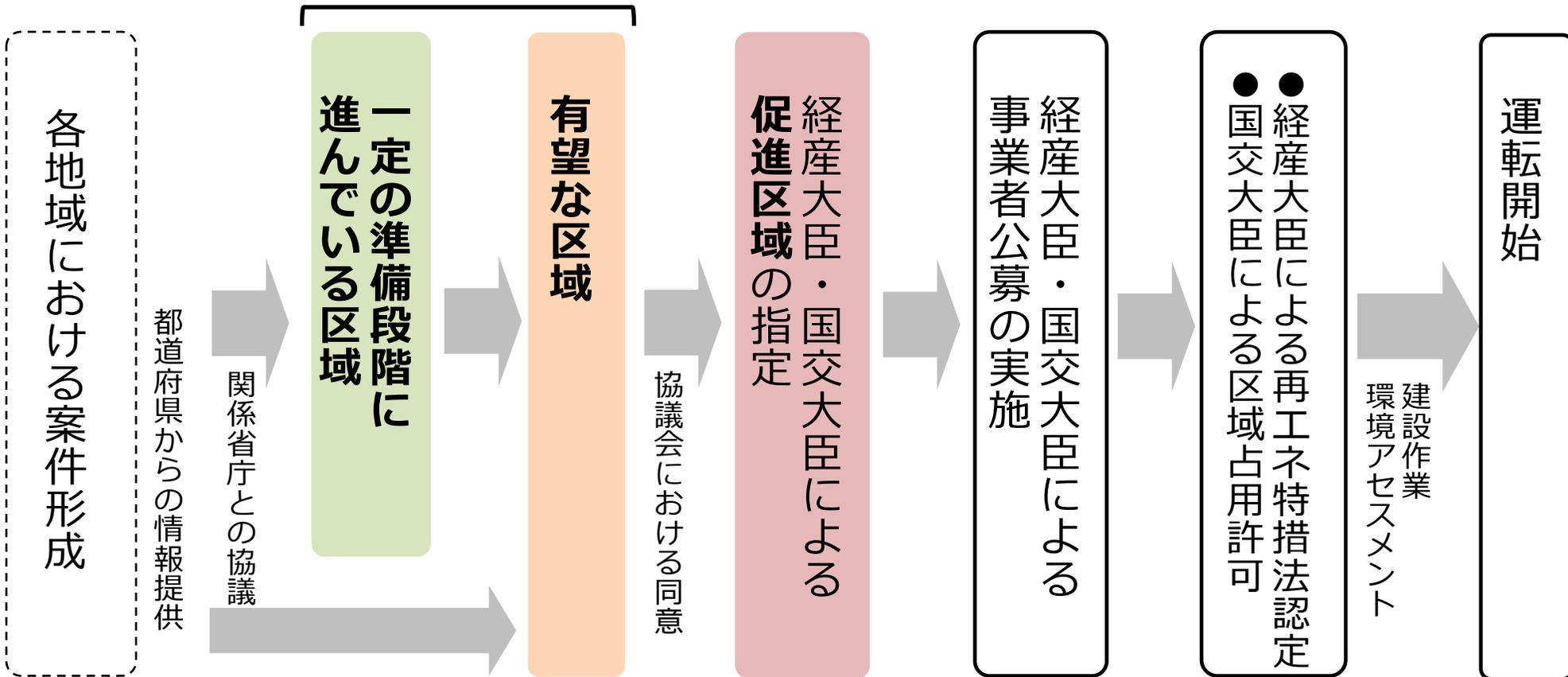
再エネ海域利用法のプロセスについて

令和 5 年 1 月

資源エネルギー庁 新エネルギー課 風力政策室

再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れ

毎年度、区域を指定・整理し、公表



有望な区域の要件（促進区域指定ガイドライン）

- 促進区域の候補地があること
- 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- 区域指定の基準（系統確保、風況等の自然的条件、航路・港湾との調整等）に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

協議会の設置（再エネ海域利用法第9条＋ガイドライン）

- 有望な区域では、促進区域の指定に向けた協議を行うための協議会を設置
- 国、都道府県、市町村、関係漁業者団体等の利害関係者、学識経験者等で構成
- 協議会は可能な限り公開で議論

法定協議会とりまとめにおける「将来像」の位置づけ

- 「有望な区域」では、再エネ海域利用法に基づく協議会を開催。
国、都道府県に加え、地元自治体、漁業関係者、有識者が、選定事業者に求める事項を議論。
- さらに、洋上風力発電を活用した、地域・漁業の将来像について議論。
選定事業者は、地元と一緒に、その実現に向けて取り組むことが求められる。

法定協議会とりまとめ (⇒ 公募占用指針の一部に)

選定事業者に求める事項

1. 漁業影響調査
2. **地域・漁業との共存共栄策の実施**
3. 発電設備の設置・運営に係る留意点
4. 環境配慮



地域の将来像

(例)

- ①新潟県村上市・胎内市沖
…水産資源管理や漁獲量把握等の情報共有、
地場産水産物の販売力強化、鮭等の孵化
増殖事業等
- ②長崎県西海市江島沖
…漁業等の持続的発展のための環境整備
(海産資源の保護・育成、漁業従事者の
環境整備、水揚高増の取組等)

**地域・漁業の将来像の実現に向けて、
一丸となって取り組むことで、共存共栄を具現化**

(参考) 新潟県村上市・胎内市沖の例

—将来像—

- **地球温暖化の抑止**を大切な環境課題と捉え、再エネ促進。
洋上風力を誘致し、この地で暮らす人々・生まれ育つ人々が環境を大切に考えるようになり、**地域のシビックプライド**を醸成。
- 洋上風力を実現し、**産業振興・雇用確保**、**魅力ある観光スポット**を生む。
将来を見据えた**持続可能なまちづくり・地域の活性化**、**持続可能な漁業体制**を構築。

◎ 地域振興策

- ① 地域における新産業の育成・雇用確保
- ② 地元サプライチェーン構築
- ③ 港湾地域の活性化
- ④ 観光振興、環境教育の活性化

◎ 漁業振興策

- ① 漁業経営基盤の強化
- ② 漁業環境整備、担い手育成、
販売力強化・消費拡大
- ③ 鮭を中心とした孵化増殖事業、
鮭文化の保全・発展



(出典：新潟日報 (2022年8月26日))

促進区域の指定基準の概要

- 再エネ海域利用法第8条第1項では、促進区域の指定基準として、以下のとおり、第1号から第6号までの基準が定められている。
- 促進区域の指定に当たっては、第1号から第6号までの基準を総合的に判断し、洋上風力発電に適した区域を選定していくこととなる。

○促進区域の指定基準（再エネ海域利用法 第8条第1項）

第1号 自然的条件と出力の量

- ✓ 気象、海象その他の自然的条件が適当であり、海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量が相当程度に達すると見込まれること。

第2号 航路等への影響

- ✓ 当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、海洋再生可能エネルギー発電設備を適切に配置することが可能であること。

第3号 港湾との一体的な利用

- ✓ 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であること。

第4号 系統の確保

- ✓ 海洋再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること。

第5号 漁業への支障

- ✓ 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。

第6号 ほかの法律における海域及び水域との重複

- ✓ 漁港漁場整備法により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した漁港の区域、港湾法に規定する港湾区域、海岸法により指定された海岸保全区域等と重複しないこと。

事業者公募プロセスの全体像

<促進区域の指定>

<「一般海域における占用公募制度の運用指針」に基づき公募占用指針を作成>

評価基準

供給価格上限額

その他の事項
(参加資格等)

都道府県知事と学識経験者
への意見聴取

調達価格等算定委員会への意見聴取

公募占用指針の決定

国が行う
調査
(公募に当たり
必要な情報の
提供)

【2か月～】

▶ 都道府県知事等へ意見聴取をしながら、区域ごとの事情等も考慮して公募占用指針の案を作成。

<公募の実施>

公募開始
(公募占用指針の公示)

事業者から公募占用計画の提出

第1段階 公募占用計画の審査 (事務局で審査)

第2段階 公募占用計画の評価

地域との調整、地域経済等への波及効果についての都道府県知事からの意見の参考聴取

第三者委員会における評価

【原則6か月】

▶ 公募に必要な期間は原則6か月

【2か月～】

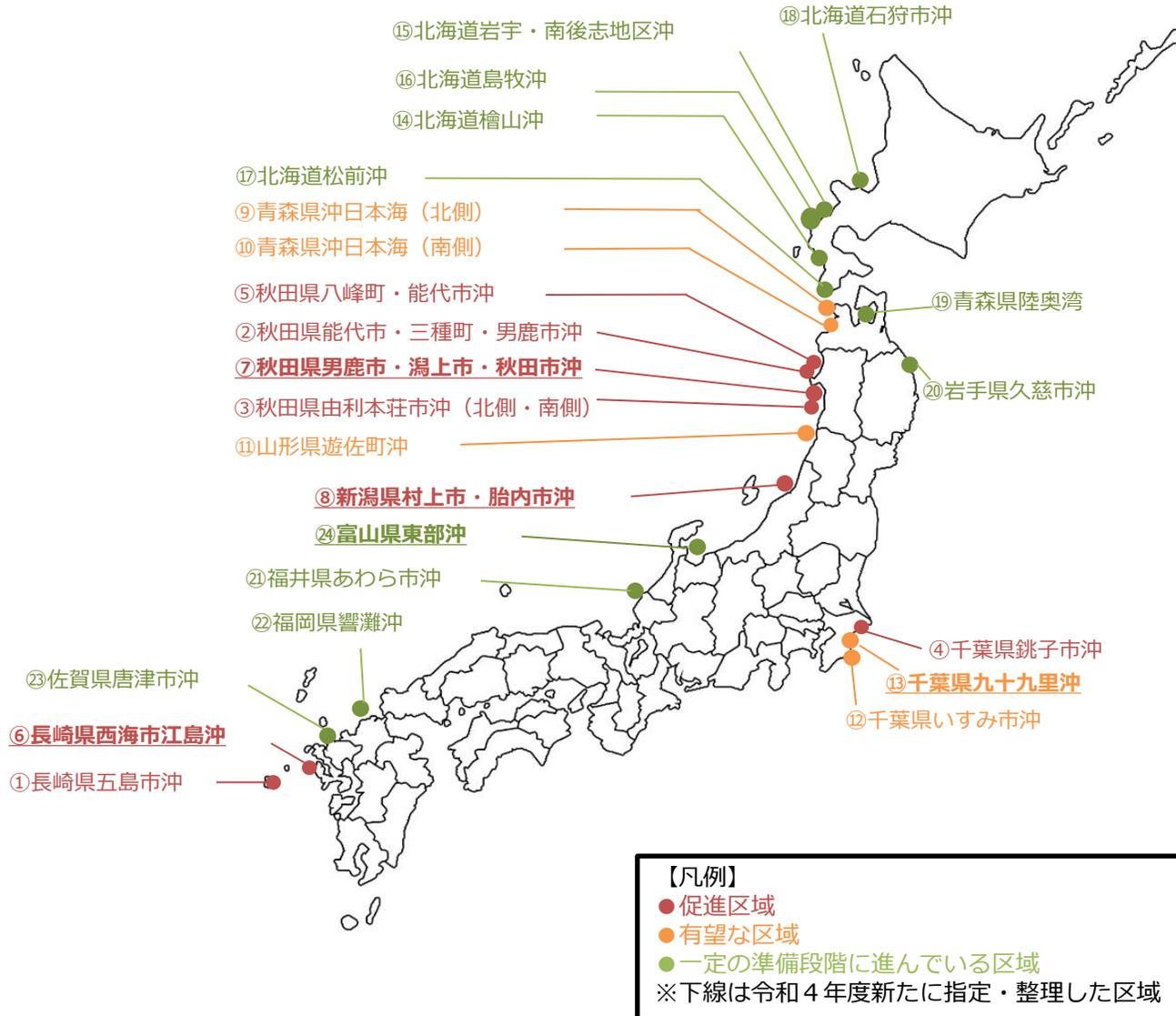
▶ 適合審査に必要な期間は2か月程度

【3か月～】

▶ 評価に必要な期間は3か月程度

<事業者選定>

(参考) 現在の各地域における区域の状況



促進区域、有望な区域等の指定・整理状況 (2022年9月30日)

区域名	
促進区域	事業者選定済
	①長崎県五島市沖（浮体）
	②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖
	③秋田県由利本荘市沖
	④千葉県銚子市沖
	⑤秋田県八峰町・能代市沖
	事業者公募中
	⑥長崎県西海市江島沖
⑦秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖	
⑧新潟県村上市・胎内市沖	
有望区域	⑨青森県沖日本海（北側）
	⑩青森県沖日本海（南側）
	⑪山形県遊佐町沖
	⑫千葉県いすみ市沖
	⑬千葉県九十九里沖
一定の準備段階に進んでいる区域	⑭北海道檜山沖
	⑯北海道岩宇・南後志地区沖
	⑰北海道島牧沖
	⑱北海道石狩市沖
	⑲富山県東部沖（着床・浮体）
	⑳岩手県久慈市沖（浮体）
	㉑福井県あわら市沖
㉒福岡県響灘沖	
㉓佐賀県唐津市沖	
㉔千葉県銚子市沖	
㉕千葉県いすみ市沖	
㉖千葉県九十九里沖	
㉗岩手県久慈市沖	
㉘福井県あわら市沖	
㉙福岡県響灘沖	
㉚佐賀県唐津市沖	
㉛富山県東部沖	
㉜青森県陸奥湾	